

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩 国 市 長 福 田 良 彦

市町村名 (市町村コード)	岩国市 (35208)
地域名 (地域内農業集落名)	由宇地域 (西区、笠塚、峇清、横道、中倉、小槇、寺迫、清水、中村、山崎、正南、上北、北上北、北区、港町、有家)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は水稻やレンコンをはじめ由宇とまと、いちごの施設園芸野菜の栽培を行っている。農家の高齢化が進み、遊休農地が増加している。また、小規模な農地が多く、鳥獣害の被害が多い。中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を積極的に活用しているが、担い手不足に伴い維持管理の負担が増えつつあることから、今後の地域農業を担う新規就農者等の確保及び育成が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も水稻生産を基本としつつ、由宇とまとを地域の特産作物として位置づけ、産地化に向け取り組みを進める。また、多面的機能支払交付金や中山間直接支払交付金を活用し水稻の生産を継続する。由宇とまと、いちごは施設栽培において環境モニタリングと環境制御装置を組み合わせたスマート農業技術の導入による一部作業の自動化やデータを活用した栽培管理により省力化と生産性の向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	202 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	202 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農業振興地域内農用地の農地を対象とするが、認定農業者の農地も一部対象に加える。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
西区・峇清・横道・中村・山崎・上北・北上北集落の農地利用については、農地中間管理機構などを活用し、中心経営体である認定農業者と農業法人が中心となって農地の集積に努め、併せて複数集落を営農範囲とする集落営農組織を立ち上げ将来の農地の集約化を目指す。笠塚・中倉集落の農地については、棚田が多く農地の集積は難しいので、可能な限り集落単位で協力し農地の保全に努める。小楨・寺迫・清水・正南・有家集落の農地については、農地の荒廃化が進んでいるが、引き続き耕作可能な農地の保全に努めていく。港町集落の農地については、宅地化が進み農地の集積は難しいので、引き続き耕作可能な農地の保全に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
これまで農地中間管理機構の活用により、担い手の農地集積を行ってきた。今後も地区内の農地の集積・集約化にあたっては、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理事業の活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、地権者との調整が済んだ農地については、順次基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
行政やJAと連携し、新規就農者や地域外の農業者を積極的に受け入れ、新たな担い手の確保と育成を図る。また、多面的機能支払交付金や中山間地域直接支払交付金事業に取り組んでいる地域については、今後も地域全体で継続して取組み、優良農地を次の世代へと引き継いでいくよう維持管理を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化・省力化にあたっては、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①市で行っている鳥獣害防止対策事業補助金を活用した電気柵等の設置により、圃場への有害鳥獣の侵入防止を図る。また猟友会と連携し、被害状況の確認や捕獲体制の構築に取り組む。
- ③施設園芸作物におけるスマート農業技術の導入を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、農用地、農道及び水路等の施設の適切な保全管理を行う。